

協会けんぽでは、平成30年度から新たにインセンティブ(報奨金)制度を導入

皆様の取組で 保険料率が変わる!

※保険料率への反映は平成32年度からとなります。

協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入します。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

全ての事業主、加入者の皆様の健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

どう評価するの?

まずは、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%^(※1)を盛り込みます。

(※1) この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

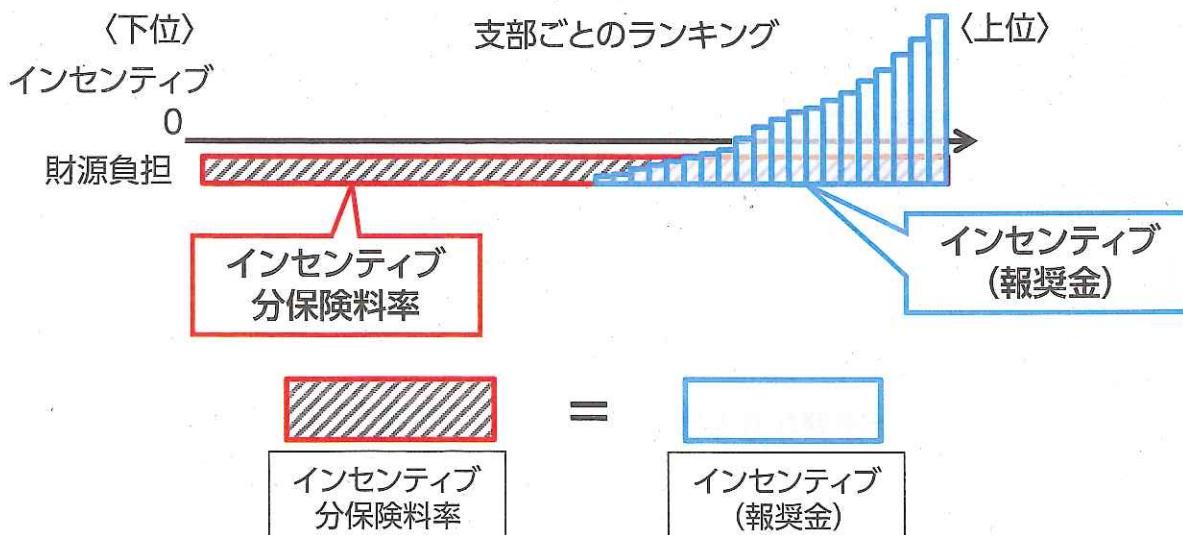
平成30年度(平成32年度保険料率) : 0.004% ⇒ 平成31年度(平成33年度保険料率) : 0.007% ⇒

平成32年度(平成34年度保険料率) : 0.01%

その上で、特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率^(※2)を引き下げます。

(※2) インセンティブ制度では、全支部一律の保険料率である後期高齢者への仕送り金に係る保険料率にインセンティブ(報奨金)を反映する仕組みとしております。

【制度のイメージ】



評価指標一覧

① 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の当該結果を協会けんぽにご提供ください。

② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方^(*)は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
- (*) 腹囲:男性85cm以上、女性90cm以上、最高血圧:130mmHg以上、空腹時血糖値:100mg/dl以上など。
詳細はHPをご覧ください。

③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

⑤ 後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。
- (*) ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

インセンティブ制度の導入で保険料はどのように変わるの?(イメージ)

■ 標準報酬月額28万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料は労使折半前の金額)

$$\text{○保険料月額: } 28\text{万円} \times 10.0\% = 28,000\text{円}$$



■ インセンティブ制度による報奨金で保険料率が-0.1%の減算になった場合

$$\text{○} 28\text{万円} \times 9.90\% = 27,720\text{円} (\Delta 280\text{円}) \quad \text{年間} \Delta 3,360\text{円}$$